

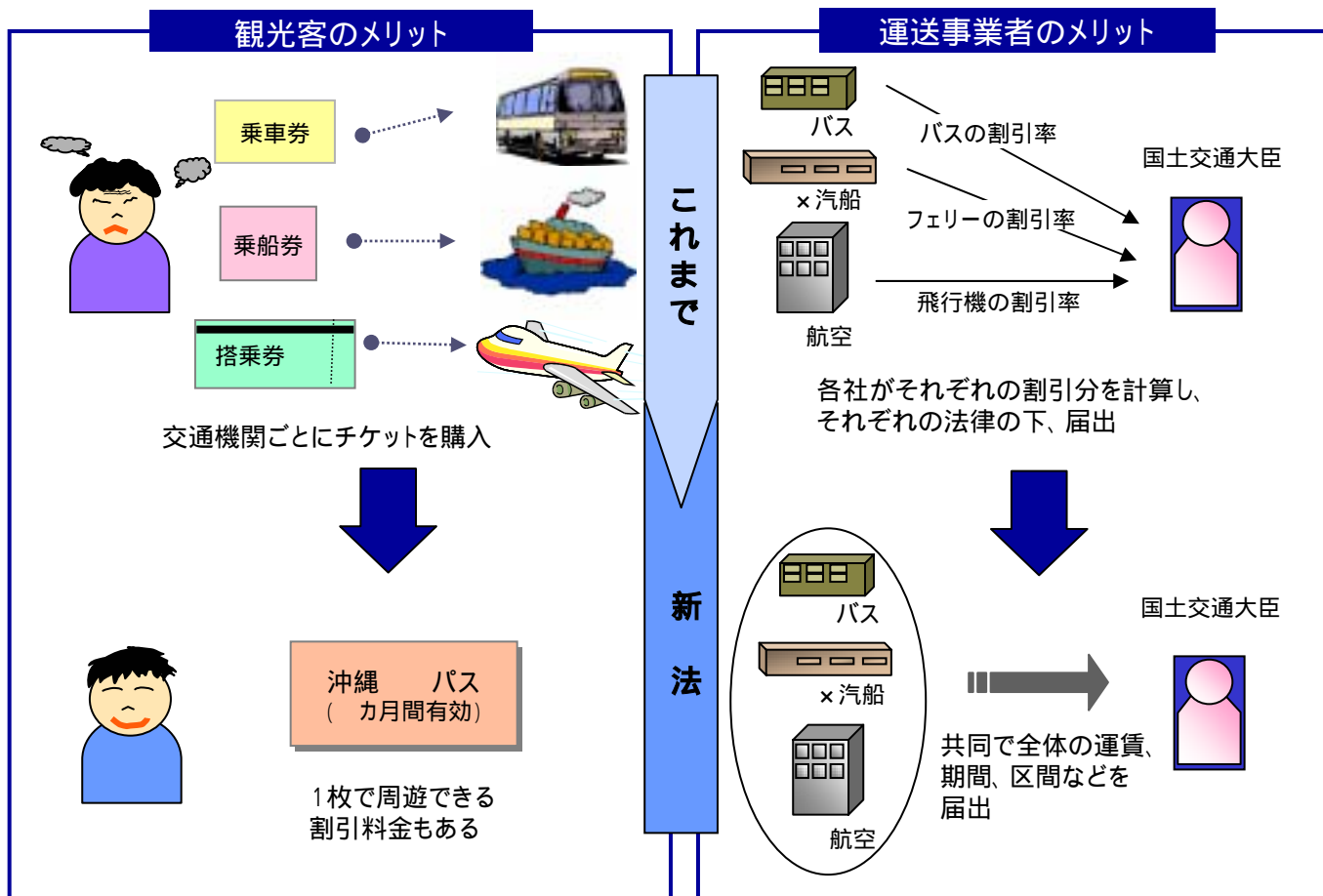
## 目的・概要

沖縄を訪れる観光客が県内を移動しやすくなることは、沖縄県の観光産業を盛んにするための重要な手段のひとつです。そこで、観光客が県内を移動する際にバス、船、飛行機などの交通機関を利用しやすいようにする仕組みが用意されています。

## 「共通乗車船券」制度の活用

バス、船、飛行機などの複数の交通機関を **1枚の切符**で、しかも **割引料金**で利用できる **共通乗車船券制度**を広めるための仕組みが用意されています。

たとえば、これまでは共同で共通乗車船券を発行する事業者でも別々に割引運賃の申請手続を行わなければなりませんでした。共同での届出ができるように手続が簡素化されました。



## 「利用者利便増進事業」

バス、船を利用しやすくするため、以下の利用者利便増進事業に取り組む仕組みを用意しました。

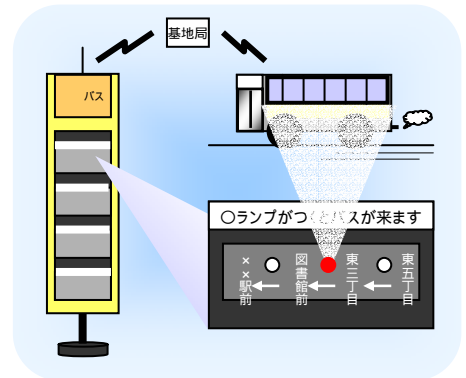
バス・運行系統の変更  
・運行回数の増加  
・バスロケーションシステムの整備  
・ICカードシステムの整備

船・運航日程、運航時刻の変更  
・運航時季の変更

バス会社や定期航路会社が、観光客の利便性を高めるために増便などを計画する場合の申請手続も、**沖縄県に窓口を一本化する**などして簡素化され、事業者の負担が軽減されるように環境が整備されました。

事業者は、以下の項目を記載した利用者利便増進事業計画を、沖縄県を經由して国土交通大臣に申請し、認定を受けることができます。

- ・ 事業の目標
- ・ 事業の内容
- ・ 事業の実施時期
- ・ 資金の額と調達方法



## メリット

利用者利便増進事業計画の認定を受けた場合には、本来その都度受けなければならない各法律に基づく事業計画の変更認可等の手続が事後届出で可能となります。

また、国や沖縄県、各市町村は必要な援助に努めることとされています。

